

日本土壌肥料学会倫理綱領

日本土壌肥料学会は、土壌、肥料、および植物栄養に関する学術の進歩と普及を図り、もって人類の健康と福祉に寄与することを目的とする。

今日、世界的な人口の急増とともに、土壌の劣化および地球環境の悪化が進行している。そのような中で、本会は、豊かで安全な食料の生産と環境保全に貢献することにより、日本および世界の人々の生命と健康を守り、平和で文化的な人類社会の持続的発展を支えることを使命とする。

日本土壌肥料学会は、学術研究、技術開発、教育、普及、および学会運営にあたって依拠すべき理念として、また、会員として遵守すべき基本原則として、本倫理綱領を定める。

1. 人類・社会への責務

会員は、土壌、肥料、および植物栄養に関する学術研究、技術開発、教育、普及などを通し、人類の健康・福祉と社会の発展に寄与するべく努める。

会員は、人類の生存および文化的な生活の基盤となる、豊かで安全な食料の持続的生産、日本と世界の土壌と地球環境の保全に貢献する責務を持つ。

2. 会員の倫理

会員は、その活動にあたっては、基本的人権を尊重し、環境保全に配慮するとともに、それぞれの国や地域の法や‘慣習を尊重し、社会的良識と科学者としての良心に従って行動する。

3. 成果の公表

会員は、自己研鑑に努め、得られた成果を学会誌や学会講演会等で発表するとともに、本会を構成する諸部門の相互理解に努める。

成果の公表にあたっては、科学的な実験、調査とその検証に基づくものとする。また、先行する研究業績を正当に評価するとともに、知的財産権を尊重する。

4 知的交流の促進

会員は、内外の諸学協会、国際学会等とも連携し積極的に交流を促進する。さらに、公開講演会、講習会などを通して、一般社会、異分野との交流に努める。

5. 次世代への責務

会員は、次世代を担う人材を育成し、研究の成果、試料や資料の保存に努める。また、豊かで多様性のある生態系を次世代に継承しなければならない。

【解説】

(前文)

- ①日本土壌肥料学会定款第2章目的及び事業、(目的)第4条「本会は、土壌、肥料及び植物栄養に関する学術の進歩及び普及を図り、もって人類の福祉に寄与することを目的とする」を引用した。
- ②世界の人口増と環境悪化について、現在の問題点を挙げた。
- ③豊かで安全な食料の持続的生産と環境保全が学会の重要な役割であることを記載した。また、昨今、外国人会員の増加、海外との共同研究、海外の土壌、植物を研究対象にするなど、研究の国際化が進んでいるため、「日本および世界の人々の生命と健康を守る」ことと、「平和で文化的な人類社会の持続的発展を支える」ことを使命とした。
- ④本倫理綱領の位置付けとして、「学術研究、技術開発、教育、普及、および学会運営にあたって依拠すべき理念」と「会員として遵守すべき基本原則」の2点を挙げた。したがって、本倫理綱領は、

学会役員が学会運営において依拠すべきであるとともに、全会員が遵守すべき項目を定めている。
(条文)

1：人類・社会への責務

- ①第1条として、「人類・社会への責務」を載せた。会員は、日本土壌肥料学会の活動（学術研究、技術開発、教育、普及、文化活動など）を通して、個人や企業の利益だけでなく、人類の健康・福祉と、社会の発展に寄与するべく努めることとした。
- ②20世紀の100年間に世界人口は、約4倍増加し60億人に達した。また、そのうち、約60%は、我が国を含むアジア地域に住んでいる。世界の人口増加に対応する、豊かで安全な食料の持続的生産は、人類の生存に緊要である。一方、都市化などによる農地の減少、あるいは不適切な農業技術による農耕地土壌の劣化や環境破壊も深刻化している。21世紀の今日、人類の長期的な生存と繁栄のために、社会、人口、食料、環境のあり方についても考慮する必要がある。日本土壌肥料学会では、これまで持続的な食料生産とその基盤となる農耕地、地域環境、地球環境の保全に貢献してきたが、今後一層の努力が必要である。

2：会員の倫理

- ①日本土壌肥料学会会員は、関連分野の科学の発展、技術開発、農業生産、教育、普及に関わる活動を行っている。その活動にあたっては、当該活動にかかわる人々の基本的人権の尊重が必要である。基本的人権の尊重の具体的内容には、人種、宗教、性、年齢などで差別せず、公平に扱うこと、各種ハラスメントの禁止、生命、身体、財産の尊重、研究発表や発言の自由などが挙げられる。学会内部において、会員の基本的人権が尊重されない場合には、学会として会員の基本的人権を保護する義務がある。
- ②また、各種調査における試料採取場所の保護、肥料製造における有害物質の環境放出防止、農業生産における環境汚染防止など、環境に配慮する必要がある。③さらに、諸外国での活動も含め、研究や活動を行う地域の法律や人々の慣習、文化を尊重することは、学会の活動が社会に受け入れられるためにきわめて重要である。また、法律で規制されていないことでも、社会的良識に基づき、誠実で品位ある行動をとる必要がある。
- ④また、データの捏造・改竄、二重投稿など、科学者の良識に反する不正行為は、学会のみならず、科学技術全般に対する社会の不信を引き起こす。さらに、他者の業績の評価、引用、批判等についても、科学者としての良心に基づいて公平かつ正当に行うことが求められる。
- ⑤毒ガス、微生物兵器の開発等、直接戦争に用い人を殺傷することを目的とした研究や技術開発は行うべきではない。

3：成果の公表

- ①会員は、自己研鑽に努めるとともに、土壌肥料関連分野で得られた成果を学会誌（日本土壌肥料学雑誌、SoilSciPlantNut正）やその他の雑誌、書籍等出版物や、日本土壌肥料学会全国大会、支部講演会等で公表することをめざす。
- ②また、会員の専門分野だけでなく、本会を構成する諸部門の理解に努める。本学会は、9部門、25部会から構成され、研究対象も、土壌、植物、環境、社会教育、文化にまで広がっており、手法も、化学、生物、物理、地学など幅広いことが特徴である。土壌肥料学の分野の理解と進歩のためには、本会を構成する幅広い諸分野の相互理解と交流が必要である。
- ③会員は、研究や技術開発の公表にあたっては、科学的な研究計画に基づき、適切な調査研究・解析方法とその検証に基づいて行う。

④成果の公表にあたっては、内外の先行する研究業績を正当に評価、引用する必要がある。また、著作権など知的財産権を尊重する。学会で禁止されている他誌に掲載された論文の二重投稿などは行わない。

4：知的交流の促進

①学会として、内外の諸学協会、国際学会等と連携し、シンポジウム、講演会などを共催するとともに、会員はこれらの諸活動に積極的に貢献する。

②一般市民参加の公開講演会や土壌教育委員会が行っている児童生徒や教員、一般市民向けの講習会などを通して、一般社会人、異分野との交流を行う。これらの活動を通して、社会、教育、文化、歴史等の発展にも寄与する。

5：次世代への責務

①会員は、大学、研究所、企業等において、次世代の土壌肥料学の研究、技術開発を担う人材の育成を行う必要がある。さらに、これまで土壌教育委員会が行って来た小中高校生に対する、土壌や植物栄養に対する興味を喚起する活動も次世代育成への重要な使命である。

②これまで得られた貴重な研究開発の成果や、試料、資料等については、できるだけ、個人、各所属機関、学会等で保存する。

③地球では、多様な植物、動物、微生物の生命活動により、安定した物質・エネルギー循環がなされ、環境が良好に保たれている。しかしながら、環境や生態系への配慮のない技術や開発では、食糧生産基盤や自然生態系を破壊し、次世代へ負の遺産を残すことになる。日本土壌肥料学会の会員は、持続的食料生産と環境保全に多大な貢献をしてきたが、今後も継続的な努力とよりよい方策の提案が必要である。地球は、現在の世代だけのものではなく、人類だけの住処でもないことを自覚し、豊かで多様性のある生態系をもつ地球環境を未来の人類を含むすべての生物へ継承しなければならない。

(注)

1. 本倫理綱領は、2007年度第30回通常総会において承認されたものである。

2. 総会議案は、日本土壌肥料学雑誌第79巻3号** (2007) に掲載されている

(https://doi.org/10.20710/dojo.78.3_App3)